

**平和の大切さを伝えるために**

【会場・申込み】平和コンサート  
【内容】平和のメッセージを音楽に託してお届けします。弦楽四重奏の調べを聴きながら、平和について考えてみませんか。

【会場・申込み】平和展  
【内容】奥田雅代(第一バイオリン)、中山洋(ピオラ)、小林奈那子(チェロ)による演奏です。

【会場・申込み】平和のポスター展  
【内容】東京空襲・原爆の写真パネルの展示ほか。

【会場・申込み】平和映画会  
【内容】「日時上映作品」①「ヒロシマナガサキ」②「あした元気になれ!」③「TOKKO 特攻」の上映。

【会場・申込み】手打ちうどんに挑戦  
【内容】小学生以下の方、100名(同伴者も可)が対象。

【会場・申込み】沖縄音楽フェスティバル  
【内容】沖縄アミリーナ大集合。今年もやっぱりいいこうか!

【会場・申込み】書道教室  
【内容】書道教室。

【会場・申込み】シルバーカー人材センター  
【内容】シルバーカー人材センター。

【会場・申込み】新宿文化センターの催し  
【内容】音楽のおくりもの、新宿文化センターの催し。

【会場・申込み】地域保健課  
【内容】地域保健課で健康推進課。

【会場・申込み】いきいきウォーキング新宿  
【内容】初心者向け歩く習慣を身につけ、健康づくりと介護予防を目指します。

【会場・申込み】催し・講座  
【内容】うどん作りと試食(うどんは持ち帰り)。

## 長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちの方へ

【問合せ】医療保険年金課  
高齢者医療係(本庁舎4階)  
☎ (5273) 4562~

## ■20年度の保険料のお知らせを7月16日(水)にお送りします

7月24日(木)までに届かない方は、ご連絡ください。保険料の計算方法は、賦課決定通知書・同封の案内チラシでご案内しています。

20年度の保険料は、19年中の所得に基づいて計算します。19年中の所得の申告(所得税・住民

### ◆保険料のあらまし

保険料は、所得に応じて負担していただけます。所得割と均等割の合計です(右図1)。

図1 保険料のイメージ



### ★所得割・均等割の軽減

▶所得割と均等割は、所得により軽減されています。

▶長寿(後期高齢者)医療制度に加入する前に被用者保険(会社の健康保険や共済組合等)の被扶養者だった方は、軽減措置があります。

### ★新たな保険料の軽減(予定)

▶現在、均等割額が7割軽減されている方は、8.5

### ◆保険料は原則として10月からは年金からの引落としになります

#### 【年金からの引落としとならない場合】

●保険料の引落としの対象となる年金の受給額が年額18万円未満

#### ◎年金からの引落としの方も、申し出により

口座振替(自動払込)に変更できます。

●介護保険料が年金からの引落としとなっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

※前記のすべてに該当しても次のいずれかに該当する方は、これまでどおり納付書または口座振替(自動払込)での納付となります。

●現在口座振替(自動払込)で納付している

●世帯主の年齢が、21年3月31日現在74歳以上

●住所地特例対象施設(区外の介護老人福祉施設など)

(自動払込)での納付を併用することができます。

【納付方法】右下表1「平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)」をご覧ください。

◎年金からの引落としの方も、申し出により

口座振替(自動払込)に変更できます。

●介護保険料が年金から引落としとなっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

※上記の「新たな保険料の軽減」に該当する方や、4月2日以降に新規に資格を取得した方、他区市町村から転入した方などは、納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

※年度途中で保険料が変更(増額)になった場合

としから変更します。

8月1日(金)以降は、新しい高齢受給者証と国民健康保険証をお持ちの上、医療機関を受診してください。

#### ●収入による特例

下記の基準(注3)により3割負担となる方のうち、

19年中の収入が「収入の基準額(注4)」に該当する

場合は、申請により2割(ただし、21年3月31日まで

は1割)負担となります。

申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」を同封しています。

#### ●自己負担限度額の緩和措置

自己負担割合が3割となる方のうち、同じ世帯の70歳~74歳の国民健康保険加入者が1名で、国民健康保

【注3】医療費の自己負担割合の基準…同じ世帯の70歳~74歳の国民健康保険加入者のうち、20年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割(ただし、21年3月31までは1割)」、いる場合は「3割」負担

【注4】収入の基準額…同じ世帯内の70歳~74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

## 10月から始まる「国民健康保険料の年金からの引落とし」の対象となる方へ

【問合せ】医療保険年金課  
国保資格係(本庁舎4階)  
☎ (5273) 4146~

## ■国民健康保険料納入変更通知書兼特別徴収開始通知書を7月17日(木)にお送りします

### 【年金引落としの対象となる方】

次のすべてを満たす世帯主の方は、原則として年金からの引落としとなります。

●国民健康保険に加入していて、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満

●保険料の引落としの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

●介護保険料が年金からの引落としとなっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

※前記のすべてに該当しても次のいずれかに該当する方は、これまでどおり納付書または口座振替(自動払込)での納付となります。

●現在口座振替(自動払込)で納付している

●世帯主の年齢が、21年3月31日現在74歳以上

●住所地特例対象施設(区外の介護老人福祉施設など)

に入所・入居している

【納付方法】下表1「平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)」をご覧ください。

### ◎年金からの引落としの方も、申し出により

口座振替(自動払込)に変更できます

口座振替(自動払込)を希望する方は、通知書に同封した「預金口座振替(自動払込)依頼書(国民健康保険料)」を医療保険年金課国保収納係に返送または直接お持ちください。依頼書が8月1日(金)までに届いた方は、10月からの年金引落としを中止し、口座振替(自動払込)に変更します。その後届いた方は、12月以降の引落としを変更します。

【問合せ】医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階)  
☎ (5273) 4158~

【問合せ】医療保険年金課  
国保資格係(本庁舎4階)  
☎ (5273) 4146~

## 国民健康保険「高齢受給者証」の対象となる方へ (国民健康保険に加入し、昭和8年8月2日~昭和13年8月1日生まれの方)

国民健康保険の「高齢受給者証」は、毎年8月に自己負担割合(注3)を判定して更新します。

現在、高齢受給者証をお持ちの方と新たに高齢受給者証の対象となる方(昭和13年8月2日~8月1日生まれ)に、7月14日(木)に新しい高齢受給者証をお送りしました。7月22日(火)までに届かない方はご連絡ください。

申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」を同封しています。

### ●高齢受給者証の有効期限

平成21年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「21年7月31日」です。

陰から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方がいる場合は、長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方も含めた収入の合計額が520万円未満であれば、1か月の医療費の自己負担の限度額が申請により低くなります。

申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」を同封しています。

### ●世帯全員が住民税非課税の方

国民健康保険の「高齢受給者証」をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請・問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)  
☎ (5273) 4149~

### 【注3】医療費の自己負担割合の基準…同じ世帯の70歳~74歳の国民健康保険加入者のうち、20年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割(ただし、21年3月31までは1割)」、いる場合は「3割」負担

【注4】収入の基準額…同じ世帯内の70歳~74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

## 表1 平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)

- 9月までは銀行等での納付書による支払いまたは口座振替(自動払込)です。
- 長寿(後期高齢者)医療制度加入の方は、7月から保険料を納めてください。
- 国民健康保険加入の方は、6月から納付が始まります。

20年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金から 引落とし になる方	納付なし	納付なし	●長寿(後期高齢者) 医療制度は納付なし	●銀行等で納付	●銀行等で納付	●銀行等で納付	年金 引落とし	年金 引落とし	年金 引落とし	年金 引落とし	年金 引落とし	年金 引落とし
銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方	●銀行等で納付 していた たる方

※「銀行等で納付」は、納付書での金融機関やコンビニエンスストアなどのお支払いまたは口座振替(自動払込)による納付となります。

※「年金引落とし」は、公的年金からの引落としによる納付となります。

※21年度の年金からの引落としは、4月から始まります。